

# 高齢者の医療費自己負担

7月12日、雲浜一丁目区福寿会の皆さんを対象に「出前講座」が行われ、国保イメージキャラクターのコッポちゃんが「医療制度改革など」をテーマに話しました。



増加し続ける医療費を抑制するため、健康保険法の改正を含む「医療制度改革関連法案」が六月十四日、国会で成立しました。十月一日から、高齢者や長期入院患者、高額な医療を受ける人などを中心に、医療費の自己負担が増えることとなります。ここでは、高齢者の皆さんの負担がどうなるのかコッポちゃんに説明してもらいましょう。

## 一定以上(現役並み)所得者の自己負担割合が三割に

コッポちゃん、先日国会で「医療制度改革関連法案」というのが成立したらしいなあ。むしろがお医者さんにかかるごときの自己負担が変わると聞いたんじゃが、詳しく教えてくださいませんか？

河原さん、吉岡さん、お久しぶりですね。お元気そうですね。

それでは現行の制度の説明をしたあとで、10月以降どのように変わるのかをお話しますね。まずはお二人の生年月日を教えてください。

わしは昭和6年生まれの74歳じゃ。

わたしは昭和15年生まれの66歳です。

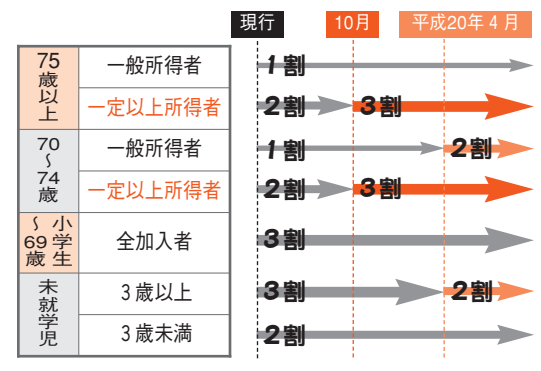
74歳と66歳です。現行の制度は、75歳まで段階的に移行するため次のようになります。

昭和7年10月1日以降にお生まれの吉岡さんは、国保など加入している医療保険でお医者さんにかかっていますよね。自己負担の割合は三割(70歳以上は一割、

一定以上所得者は二割で、75歳になったら「老人医療」に変わります。河原さんのように、昭和7年9月30日以前に生まれた人、および75歳(一定の障害がある人は65歳)以上の人は「老人医療」でお医者さんにかかっていますよね。自己負担の割合は一割(一定以上所得者は二割)になっています。

今回の法改正で、10月から一定以上所得者の負担割合が三割になります。平成20年4月からは、70歳未満の一般所得者と未就学児の負担割合が二割になります。詳しくは左ページの【図1】をご覧ください。

【図1】自己負担割合の変化



※一定以上所得者とは、平成17年中の夫婦世帯年収が520万円以上の人を指します。一般所得者には低所得者(I・II)を含んでいます。  
※所得判定は、課税所得額(①145万円未満、②145万円以上213万円未満、③213万円以上)を基に行われます。

## 「前期・後期」高齢者医療制度が発足

次に、高齢者の皆さんの医療制度ですが、平成20年4月からは現在の「老人保健制度」に代わり、次の二つの制度に再編されます。

### ①「前期高齢者医療制度」

65歳から74歳までの皆さんが国保など現行の医療保険に加入します。

### ②「後期高齢者医療制度」

75歳以上の皆さんが加入します。



これは、75歳以上の皆さんを対象に新設される医療制度です。医療給付費は患者負担、加入者の保険料、現役世代からの支援や公費で賄います。



これは、75歳以上の皆さんを対象に新設される医療制度です。医療給付費は患者負担、加入者の保険料、現役世代からの支援や公費で賄います。

運営は、都道府県ごとに全市町村が加入して設立さ

れる「広域連合」があたりです。スタートに向けて福井県でも準備が始まっているんですよ。今後、保険料や徴収方法などが決められていく予定です。

制度も大きく変化するんだなあ。わしらも適度な運動、食生活に気を付けて元気でいたいとね。

お二人さん、今度の改正についておまかに説明しましたが、わかっていただけでしたか。このほか、「一定以上所得者の自己負担割合を判定するための改正」「高額療養費の改正」なども行われますが、詳しくは市健康長寿課へお尋ねください。

それでは、体に気をつけて暑い夏を乗り切ってくださいね。

コッポちゃん、今日はありがとうございました。

## 10月から、このようになります

### 70歳未満の人は



●高額療養費の自己負担限度額が変わります

	3回目まで	4回目以降
一般	80,100円 + ①	44,400円
一定以上所得者	150,000円 + ②	83,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

① = (医療費 - 267,000円) × 1%  
② = (医療費 - 500,000円) × 1%

### 70歳以上の人は



●一定以上所得がある人の自己負担割合が変わります

●高額療養費の自己負担限度額が変わります

●療養病床に入院時の食費・居住費の負担が変わります  
(2万4千円→食費4万2千円 + 居住費1万円)

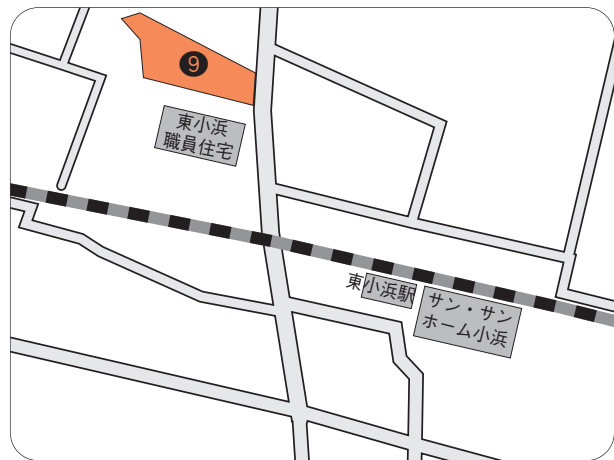
### そのほかにも



●出産育児一時金が変わります  
(30万円→35万円)

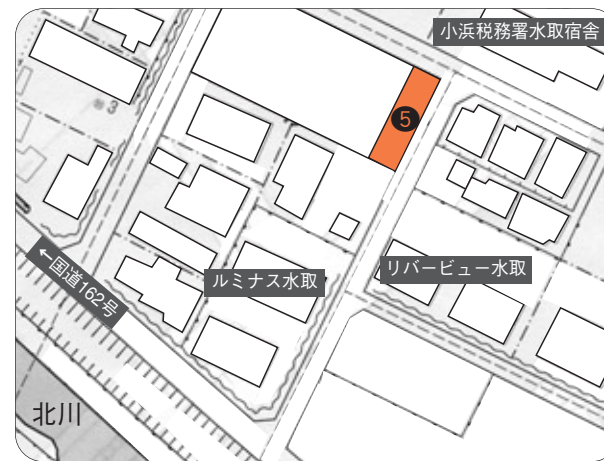
●70歳未満の人工透析を要する上位所得者(年間所得600万円以上)の自己負担限度額が変わります  
(1万円→2万円)

# 公有地を売却します



【売却土地一覧表】

区分	所在地	地目	面積	用途地域	建ぺい率/容積率	最低売却価格
①	山王前二丁目 1102番1の一部	宅地	390㎡	第一種低層住居専用地域	50/80	16,030,000円
②	松ヶ崎二丁目 714番の一部	宅地	229.42㎡	第一種低層住居専用地域	50/80	10,570,000円
③	松ヶ崎二丁目 714番の一部	宅地	209.01㎡	第一種低層住居専用地域	50/80	9,630,000円
④	松ヶ崎一丁目 403番	宅地	219.32㎡	第一種低層住居専用地域 第一種住居地域	50/80 60/200	11,040,000円
⑤	水取一丁目 302番2	宅地	138.42㎡	第一種中高層住居専用地域	60/200	6,570,000円
⑥	飛鳥41番2	宅地	623.27㎡	第一種中高層住居専用地域	60/200	17,330,000円
⑦	生守6号 15番・16番	雑種地	1,191㎡	用途指定なし	60/200	39,930,000円
⑧	遠敷74号17番2 ほか3筆	宅地	229.23㎡	用途指定なし	60/200	7,060,000円
⑨	遠敷49号1番1	宅地	2,695.13㎡	用途指定なし	60/200	82,490,000円



小浜市と小浜市土地開発公社では、市内九か所の公有地を最低売却価格を設定して売却します。購入を希望される方(法人可)は、期間内に入札をしてください。最低売却価格以上の最高価格入札者が落札者となります。

※落札されなかった物件は、競争入札によらず希望者に先着順に売却します

【入札期間】 8月7日(月)～17日(木)

【開札】 8月18日(金) 9時～ 市役所四階入札室

■問い合わせ 財政課 公内線332へ



快適な暮らしは

# 「下水道」から

下水道の整備を進めています

八月一日から「遠敷六、七、九、十丁目区、木崎区、多田区、和久里区、生守区の各一部」が供用開始となります（区域は下図のとおり）。

今後も整備を進めていきますが、供用開始になると台所や浴室などの雑排水は一年以内に、トイレは三年以内に下水道に接続していただく必要があります。

川や海をきれいにするために、また、清潔で快適な暮らしのために、一日でも早く排水設備工事をお願いします。

なお、工事は専門的な知識と技術を持った「指定工事店」でないとできませんので、必ず指定の工事店をお願いします。

## 公共下水道使用料

排水設備工事が完了し、公共下水道の使用を開始すると、下水道使用

料を払っていただくこととなります。下水道使用料は、汚れた水をきれいにするための処理費や下水管の維持補修費にあてられます。

## 低利な融資をご利用ください

公共下水道区域内で、くみ取り便所などから水洗便所に改造する場合、「アメニティ（水洗便所改造）資金貸付制度」による低利の融資を行っています。ぜひご利用ください。

【融資限度額】一五〇万円（供用開始から三年以上経過している区域は一〇〇万円）

【貸付利率】年一・一％（連帯保証人を付けた場合）

【償還期間】五年以内

## 問い合わせ

上下水道課 ☎内線235へ

## ご意見箱

●市では、個人情報の開示についてどのようなチェック体制をとっているのか。

▼法令により住民に公開することが認められている住民基本台帳や税務関係の個人情報については、国が定める事務要領に基づいて閲覧、証明書発行などの情報開示を行っています。

情報開示の申請書には、申請人の氏名、住所、生年月日などの記載と押印（インクスタンプ1方式の印鑑は除く）が必要ですが、記載事項などに疑義がある場合は、必要に応じて申請人の本人確認を行っています。

国では現在、申請人の本人確認の厳格化を徹底するため法令改正の検討をしています。市でもそれらを踏まえ、今後いっそう適正な情報開示に努めていきます。

（市民生活課・税務課）

●建設中の（仮称）水取大橋付近から市道多賀竹原松ヶ崎線、

市道山手小松原線にかけての街路樹ですが、すぐに落葉するため別の木に植え替えてもらえませんか。

▼道路の清掃にご協力いただきありがとうございます。ご指摘の街路樹は、モクレン科の「タインボク」と呼ばれる常緑広葉樹です。一般的には落葉がなく、街路樹にふさわしいことから選定していますが、強風や植生の関係で下葉が枯れ落ちることがあるようです。

今のところ樹種の変更は考えていませんが、今後は枯れ葉や生育の悪い枝のせんていなどに十分心がけていきます。

（道路河川課）

～お願い～  
個別に対応できるケースでは、確かなお答えをしたいので記名をお願いします。

## 「法律相談」こんなときどうする？

【Q】夫と結婚して5年になりますが、けんかが絶えないので離婚を考えています。子どもの親権や今後の生活について教えてください。



小浜ひまわり基金  
法律事務所弁護士  
大伴 孝一さん

【A】①親権…原則として母親が取得。経済力よりも養育環境を重視します ②養育費…子ども1人につき月額2～5万円を請求できます。父親の年収に比例します

③生活費…離婚後は他人になるので生活費の請求はできません

④慰謝料…離婚の原因となった証拠があれば認められます。肉体的暴力や不倫の場合300～400万円です

⑤財産分与…結婚後に取得した夫婦の共有財産はすべて半分に分けます。不動産は、現実に居住する者の単独所有名義とするかわりに、その者にローンを負担させることが多いです

⑥年金分割…平成19年4月以降の離婚については、厚生年金の分割取得が認められる場合があります

⑦連帯保証…離婚しても連帯保証人から外れることはできません。代わりの保証人を立てることが必要です

■問い合わせ 同法律事務所 ☎53・2018へ

## 「食育・食文化の祭り」

【とき】 10月7日(土)～9日(祝)

【ところ】 食文化館前特設会場  
はまかぜ通り ほか

【内容】 ホンダ・アシモと食育  
地魚の七輪焼き  
食談会  
わくわく御食国キッチン  
YOSAKOI祭り  
はまかぜナイトフェア  
御食国寄席 ほか多数

食育・食文化の祭り推進室では、10月に向けて着々と準備を進めています。多くの皆さんに楽しんでいただけるよう盛りだくさんの企画を考えています。お楽しみに！

■問い合わせ 同推進室 ☎内線276へ

